（解説）

⑴　漏えい事案等には、滅失、き損による事故を含む。

⑵　郵便局員による誤配など、協会員の責めに帰さない事案については、原則として報告の必要はない。

⑶　協会員自身の雇用管理情報、株主情報の漏えい事案等が発生した場合は、登録行政庁に相談の上、個人情報保護委員会に報告することとする。

なお、協会員の雇用管理情報、株主情報について漏えい等が発生し、協会員等の信用を害するおそれがある場合には、当協会へ報告することが望ましい。

⑷　情報漏えい等が不祥事案とみなされる場合には、登録行政庁への報告及び、本協会へ「法令等違反の届出書」による届出をすることとする。

⑸　郵便、メール、ＦＡＸ等の誤配送・誤送信等で、かつ、件数、内容等が些細な流出であっても、二次被害や類似事案が発生する可能性がある場合は、公表する必要がある。

（参照条文：基本方針、金融分野ガイドライン17条）

（個人情報保護宣言の策定）

第27条　協会員は、個人情報に対する取組み方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、協会員の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。以下「個人情報保護宣言」という。）を策定し、公表するものとする。

2　個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容を記載することとする。

⑴　関係法令等の遵守、個人情報を目的外に利用しないこと及び苦情処理に適切に取り組むこと等、個人情報保護への取組み方針の宣言

⑵　保護法第18条における利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明

⑶　保護法第27条における開示等の手続等、個人情報保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明

⑷　個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理の窓口

3　個人情報保護宣言には、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態に応じて、次に掲げる点を考慮した記述をできるだけ盛り込むよう努めるものとする。

①　保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じること。

②　委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること。

③　協会員がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、協会員が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること。

④　個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記すること。

（解説）

○　公表方法の具体例

例えば、次のような方法がある。

①　事務所の窓口等でのポスター・書面等の掲示・備付け

②　パンフレットへの記載・配布

③　インターネットのホームページへの掲載

（参照条文：保護法18条、27条、基本方針、金融分野ガイドライン18条）

（匿名加工情報の取扱い）

第28条　協会員による匿名加工情報の取扱いについては、匿名加工情報に関連する法令等を遵守しなければならない。

（本協会への報告）

第29条　本協会は、協会員による本指針の遵守を確認するために、適宜報告を求めることができる。

2　本協会は、協会員に対し、本指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置を行うものとする。

3　協会員は、本指針を遵守するとともに、本協会が行う必要な指導及び勧告その他の措置に従わなければならない。

附　則

この指針は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この改正は、平成20年５月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第２条（解説）第４号⑶の①
第３条（解説）⑴の⑦
第４条（解説）⑷
第６条（解説）⑶の④、⑷の①
第７条（解説）⑵の②、⑶の②及び③、⑷
第９条（解説）⑹、⑺の①
第14条（解説）⑵の④、⑶の①
第16条（解説）⑷
第20条（解説）⑷を改正する。

附　則

この改正は、平成22年３月31日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第１条１項、（解説）⑷
第２条１項、２項、４項、５項、６項（解説）１、２、３の⑴の②４の⑶⑷、７項
第３条２項、３項、４項（解説）⑴、５項
第４条２項、３項（解説）⑵の③
第５条（解説）⑵
第６条１項、２項、３項⑵、（解説）⑵、⑶の②⑯⑰、⑷の①、⑸
第７条⑸、⑹、⑺、⑼、（解説）⑴
第９条２項、４項⑴、（解説）⑹、⑺、⑻、⑼の③④
第11条１項、３項⑶
第13条１項、２項⑵
第14条１項⑵、（解説）⑵の②⑮⑯⑰、⑶の①、⑷、⑹、⑻、⑽
第15条１項
第16条２項、（解説）⑵の①②③
第19条
第20条（解説）⑻
第22条１項
第24条３項を改正する。